

社) 福岡県中央古民家再生協会 社員総会 議事録

記録日：2017年 10月14日

記録者：川口 智廣

団体名	一般社団法人福岡県中央古民家再生協会
開催日時	2017年 10月14日 (土) 17:00~17:40
開催場所	ももちパレス 第3会議室 (福岡県福岡市早良区百道二丁目3番15号)
総社員数	14名
出席者	川口智廣 大石雅陽 影内義寿 吉松和俊 武久勉 嶺龍太郎 岩佐大輔 乾智雄 白石匠 尾上悠一郎 吉田祐介 山下司幹 道下孝幸 菅沼虎清 (委任状なし)
議事	<p>1, 開会宣言</p> <p>2, 審議事項</p> <p>第1号議案 事業報告書、収支決算書付議の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 主たる事務所移転の件</p> <p>3, 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>4, 閉会宣言</p>
決定事項	<p>1, 議長選任の経緯</p> <p>定刻に至り進行役岩佐太輔による開催を宣し、総会は定款所定数を満たしたので有効に成立した旨を告げ、議長の選任方法を諮ったところ、万全一致をもって川口智廣が議長に選任された。続いて議長から挨拶のあと議案の審議に入った。</p> <p>第1号議案 事業報告書、収支決算書付議の件</p> <p>議長は、本案について付議された旨を述べ、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって異義なく可決決定した。</p> <p>2号議案 定款一部変更の件</p> <p>議長は、定款変更の事由を説明し、これが賛否を諮ったところ、満場異議なく可決確定した。</p> <p>1. 定款第2条(事務所)を次のとおり変更すること。</p> <p>第2条 当法人は、主たる事務所を福岡市早良区室見四丁目1番22-613号に置く。</p> <p>第3号議案 主たる事務所移転の件</p> <p>議長は、業務の都合上、主たる事務所を移転する必要があることを説明し、主たる事務所を次のとおり移転したいことを議場に諮ったところ、満場一致をも</p>

ってこれを可決した。

記

1. 主たる事務所 福岡市早良区室見四丁目1番22-613号

1. 移転の日 平成29年12月10日

4. 議事録署名人の選任に関する事項

議長から、次の者を議事録署名人に選任したい旨を述べ、それを議場に諮ったところ、満場一致をもって次の者が議事録署名人に選任された。

議事録署名人 岩佐 大輔

以上をもって社員総会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣し午後5時40分散会した。

上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成29年10月14日

一般社団法人福岡県中央古民家再生協会
社員総会において

議長及び代表理事 川口 智廣

議事録署名人 岩佐 大輔